

【法令名称】中華人民共和國税関の輸出入貨物集中申告管理弁法
【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署令第 169 号
【発布日】2008.01.24
【施行日】2008.05.01
【時効性】現行有効
【効力級別】部門規定
【全文】

中華人民共和國税関総署令

第169号

「中華人民共和國税関の輸出入貨物集中申告管理弁法」は、2008年1月4日付けで税関総署署務会議の審議を通過した。よってここに公布し、2008年5月1日より施行する。

署長 牟新生
2008年1月24日

中華人民共和國税関の輸出入貨物集中申告管理弁法

第一条 輸出入貨物の申告手続を行なう荷受人及び発送人の便宜をはかり、輸出入貨物の通関効率を高め、輸出入貨物に対する申告管理を規範化するため、「中華人民共和國税関法」（以下「税関法」という）の関連規定に基づき、本弁法を制定する。

第二条 本弁法にいう集中申告とは、税関に対し届出をした後、輸出入貨物の荷受人及び発送人（以下、「荷受人・発送人」という）が同一税関において、本弁法第三条に定める範囲内の貨物を複数回に渡って輸出入する場合に、「中華人民共和國税関の輸入貨物集中申告リスト」（付属文書の1を参照）又は「中華人民共和國税関の輸出貨物集中申告リスト」（付属文書の2を参照）（以下、「集中申告リスト」と総称）を用いて、先に貨物の輸出入を申告し、その後通関書により税関手続を集中して行うことを可能とする特殊な通関モデルを指す。

輸出入貨物の荷受人・発送人は、管理タイプがB類以上（B類を含む）の通関企業に集中申告に関連する手続を委託することができる。

第三条 税関に届出をすることで、次に掲げる輸出入貨物につき集中申告通関モデルの適用を受けることが可能となる。

- (一) 図書、新聞、定期刊行物に属する出版物等の即時性が比較的強い貨物
- (二) 危険物又は生鮮物・生き物、腐敗し易い貨物、賞味期限・安全使用期限が短い貨物など長期保存に適さない貨物
- (三) 道路税関にて出入国する保税貨物

第四条 荷受人・発送人は貨物の所在地の税関にて集中申告届出手続を行ない、加工貿易企

業は被管轄地の税関にて集中申告届出手続を行なうものとする。

第五条 荷受人・発送人が集中申告届出手続を申請する場合、税関に対し「集中申告通関モデル適用届出書」(以下、「届出書」という、付属文書の3を参照)を提出すると同時に、税関の要求に合致する担保を提供しなければならず、担保の有効期限は最短で3ヶ月より短くはならない。

税関は荷受人・発送人が提出した「届出書」に対し審査を行わなければならない。審査の後、本弁法の関連規定に合致している場合は、その届出を許可する。

密輸又は法規違反の疑いがあり、税関より立件され調査を受けている荷受人・発送人、知的財産権を侵害する貨物の輸出入により税関から法により行政処罰を受けた荷受人・発送人、管理タイプがC類又はD類の荷受人・発送人が本弁法第三条に掲げる貨物を輸出入する場合は、集中申告通関モデルを適用しない。

第六条 届出有効期限内において、荷受人・発送人は集中通関モデルの適用を受けることができる。届出有効期限は荷受人・発送人が提出する担保の有効期限を審査したうえ決定する。

集中申告通関モデルの適用を申請する貨物、担保状況などに変更のある場合は、荷受人・発送人は元の届出地の税関に対し文書にて変更申請をしなければならない。

届出有効期限が満了する場合、これを延長することができる。荷受人・発送人は、引続き集中申告モデルによる通関手続の適用を受ける必要がある場合、届出有効期限満了10日前に元の届出地の税関に対し文書にて延長を申請しなければならない。

第七条 荷受人・発送人に次に掲げる状況のいずれかが認められる場合、集中申告通関モデルの適用を停止する。

- (一)担保状況に変更が発生し、有効な担保を継続して提供することができなくなった場合
- (二)密輸又は規定違反の疑いがあり、税関により立件され調査を受けている場合
- (三)知的財産権を侵害する貨物の輸出入により、税関から法により行政処罰を受けた場合
- (四)税関の管理タイプがC類又はD類に降格した場合

荷受人・発送人は届出有効期限内において自主的に集中申告通関モデルの適用終了を申請することができる。

第八条 荷受人・発送人が届出有効期限満了前に元の届出地の税関に対し延長申請をしない場合、「届出書」の効力は終了する。荷受人・発送人に引続き集中申告モデルにて通関手続を行う必要のある場合は、再度届出申請を行わなければならない。

第九条 本弁法の規定により集中申告通関モデルにて税関手続を行う荷受人・発送人は、輸入貨物の輸送手段が入国を申告した日より14日以内に、また輸出貨物が税関監督管理区へ到着してから荷積をする24時間前までに、「集中申告リスト」に記入し、税関に対し申告しなければならない。

荷受人が、輸送手段が入国を申告した日より14日後に税関に対し輸入申告をする場合、集中申告通関モデルは適用しない。荷受人は、通関書により税関に申告しなければならない。

第十条 税関は集中申告リストの電子データの審査にあたって、保税貨物については加工貿易手冊又は電子帳簿のデータと照合のうえ差し引きする。一般貿易貨物については集中申告届出データと照合する。

審査の後、税関が集中申告リストの電子データと集中申告届出データが一致しないことに気付いた場合、リストを返却しなければならない。この場合、荷受人・発送人は通関書を用いて税関に申告しなければならない。

第十一条 荷受人・発送人は税関が集中申告リストの電子データに対する審査を終了した日より3日以内に、「集中申告リスト」及び付属書類を持って貨物の所在地の税関に赴き、書類を提出したうえ検査手続を行わなければならない。許可証管理を受けている場合は、荷受人・発送人は、相応する許可証を提出しなければならない。税関は、関連証書上に注意書きをしたうえ、その写しを保管しなければならない。

荷受人・発送人が本条第一項が定める期限内に関連する税関手続を行わない場合、税関は集中申告リストの電子データを削除する。この場合、荷受人・発送人は新規に税関に対し再申告をしなければならない。再申告日が輸送手段が入国を申告した日より14日を過ぎている場合、通関書にて申告しなければならない。

第十二条 荷受人・発送人がリストによる申告をした後、「集中申告リスト」の修正又は撤回を申請する場合は、「中華人民共和国税関の通関書の修正と撤回管理弁法」の関連規定に照らして取り扱う。

第十三条 荷受人・発送人は一ヶ月以内に「集中申告リスト」を用いて申告したデータを統合し、輸出入貨物通関書に記入したうえ、一般貿易貨物については翌月10日の前までに、保税貨物については翌月末日前までに税関に対し集中申告手続を行わなければならない。

一般貿易貨物の集中申告手続は年度を越して行うことはできない。

第十四条 「集中申告リスト」を一式の通関書にまとめる場合、各リスト中の出入国税関、経営単位、国内荷受人・発送人、貿易の方式(監督管理方式)、発送国(地区)、荷積み港、目的国(地区)、輸送方法欄及び適用する税率、為替レートは必ず一致している必要がある。

各リスト中に本条前項に定める項目につき不一致がある場合は、荷受人・発送人はそれぞれ異なる通関書にまとめて申告を行わなければならない。まとめることが確かにできないものについては、単独で通関書に記入し申告しなければならない。

各リストを一式の通関書にまとめるにあたって、各リスト中に記載されている商品の商品コード、商品名称、規格・型番、単位、原産国(地区)、単価及び貨幣が全て一致する場合には、数量と総額を合算することができる。

第十五条 荷受人・発送人が「集中申告リスト」を用いて申告した貨物に対し、通関書を用いて税関手続を行う場合、税金に係わる貨物に関する税関の規定に従い納税手続を行わなければならない。許可証管理を受ける場合は、税関が注意書きをした関連許可証を提出しなければならない。

第十六条 集中申告通関モデルが適用される貨物に対しては、税関はリストによる申告を受け付けた日の税率、為替レートに従い税金を徴収する。

第十七条 荷受人・発送人が集中申告による税関手続をした後、税関は集中申告した輸出入貨物の通関書に基づき綴りの通関書証明を発行する。「輸出入日」は税関が通関書による申告を受付けた日を基準とする。

第十八条 税関は集中申告する貨物に対し、通関書上の「輸出入日」に基づき税関統計に加えるものとする。

第十九条 中華人民共和国国内のその他地区にて税関特殊監督管理区域、保税監督管理エリアを出入りする貨物で、集中申告モデルによる通関手続が必要な場合は、税関が別途定める場合を除き、本弁法に照らし取り扱う。

第二十条 本弁法に違反し、密輸行為、税関監督管理規定違反行為、又はその他の税関法違反行為を構成した場合、税関は、税関法、「中華人民共和国税関行政処罰実施条例」等の関連法律、行政法規の規定に基づきこれを処理する。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

第二十一条 本弁法の解釈は税関総署に委ねられる。

第二十二条 本弁法は、2008年5月1日より施行する。